静岡県公安委員会規則第8号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

令和2年8月14日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則 交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和52年静岡県公安委員会規則第 13号)の一部を次のように改正する。

			<u> </u>					 改 正	
別	表				別	表			
	警察 署名	/Y. 76/L	位置	所管区域		警察 署名	/Y. 77.d.	位置	所管区域
	()	咯)				()	略)		
	掛川	(略)	ı			掛川			
	444	掛川駅		掛川葵張目前町・城目崎二所下南十城下目中目町谷藤一丁目一目町の、旭旭大脚・3甲、、対野・道二の町、地地大脚・3甲、、対野・道二の町、大脚・3甲、、対野・首一城薗1中中一に、、南、柳野・首一城薗1中中一に、、南、柳野・首一城薗1中中一に、、南、柳野・首、中中一に、、南、柳野・首、中中一に、、南、柳野・首、中東宿部藤緑南郷脇、町、村町、大田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田		警察	掛川駅	掛川市駅前69番地	掛、大力で、大型の大型のでは、大型の大型のでは、大型の、大型の、大型の、大型の、大型の、大型の、大型の、大型の、大型の、大型の

番	掛川市大 池2731番 地の1	掛川市のようを のまますが、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは	西部交番	掛川市大 池2731番 地の 1	町、萩間、孕石、二瀬川、水垂、柳町、 瀬川、水垂、弥生町、 和光1・2・3丁目 掛川市のうち 水葉1・2・3丁目 サ川市のうち、2・大きでである。 の里、大きでである。 日部、本本の、土御篠、、 一部、大い、大きでである。 一部では、田田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、
(略))	四分、口凹、归外	(略)		
上内田	掛川市和 田70番地	掛川市のうち 板沢、上内田、岩井 寺、結緑寺、紅葉 台、子隣、杉谷、杉 谷一・二丁目、杉谷 南1・2丁目、矢崎 町、和田			掛川市のうち 青葉台、安養寺、印 内、大野、金城、葛 川、光陽、小原子、 逆川、佐夜鹿、千 羽、薗ヶ谷、伊達 方、満水、淡陽、成 滝、日坂、原子、東 山、本所、宮脇、宮 脇1・2丁目、八坂
(略))		(略)		
倉真警察官駐 西郷警察官駐 <u>蔡所</u> 伊達方	掛川市倉 真2400番 地 掛川市上 西郷2574 番地の2 掛川市伊 達方105番	掛川市のうち倉真、初馬、水垂の一部掛川市のうち上西郷、五明、和光1・2・3丁目掛川市のうち安養寺、光陽、小原子、逆川、千羽、薗ケ谷の一部、伊達方、満水、淡陽、原子、本所、宮脇の一部部	倉真警		掛川市のうち 倉真、初馬
察官駐	(略) <u>掛川市日</u> 坂889番地 の 2	部、八坂の一部 掛川市のうち 大野、佐夜鹿、日坂、東山、八坂の一	千浜警 察官駐 在所	(略)	

	察官駐 在所	郷1414番	掛川市のうち 居尻、大和田、上西 之谷、黒俣、炭焼、 丹間、寺島、中西之 谷、西山、萩間、幡 鎌、原里、孕石、久 居島、平島、細谷、 本郷		察官駐 在所	掛川市本 郷1414番 地の1	掛川市のうち <u>上西之谷</u> 、炭焼、寺 島、中西之谷、西 山、幡鎌、原里、久 居島、平島、細谷、 本郷
,	略)				烙)		
磐田			Τ	磐田			1
警署	番 十束警	岡5421番 地 5	磐田市のうち 請負新田、海老場、 川袋、中瀬、羽、海野、 一切、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水、水水		竜洋交 番	磐田市豊岡5421番地 5	磐田市のうち 海井瀬、川場、 海東、 神野、 神野、 神野、 神野、 神野、 神野、 神野、 神野、 神野、 神野
	在所 富岡警 察官駐 在所	番地4 (略)	部、堀之内、松本、 宮本、竜洋中島		富岡警察官駐在所	(略)	
	(略)	\			(略)		
(1	略))		(#	<u>(略)</u> 各)	'	
	(略))			(略)		
警察署	宮口警 察官駐	浜松市浜 北区宮口 1517番地 の 5	(理各)	警察署	宮口警	浜松市浜 北区宮口 3182番地 の 2	(略)
浜松	(略))		浜松	(略)		
東警	長上交				長上交 番	(略) 浜松市中 区名塚町 159番地の 1	浜松市中区のうち相生町、木戸町、佐藤一・二・三丁目、天神町、富吉町、中島一・二・三・四丁目、中島町、名塚町、向宿一・二・三丁目、領家一・二・

芳川町	(略)	
交番	浜松市中	浜松市中区のうち
<u>向宿町</u> 交番	区向宿二	相生町、木戸町、佐
	丁目33番	藤一・二・三丁目、
	<u>1号</u>	天神町、富吉町、中 島一・二・三・四丁
		目、中島町、名塚
		町、向宿一・二・三 丁目、領家一・二・
		<u>三丁目</u>
和田交	(略)	
番		
(略)		
(略)		
(略)		

芳川町 交番	(略)	
和田太	(m&\	
和田交 番 (略)	(略)	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表浜松東警察署の項の改正 令和2年8月18日
- (2) 別表磐田警察署の項及び浜北警察署の項の改正 令和2年8月20日
- (3) 別表掛川警察署の項の改正 令和2年8月24日